

○山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する
条例

平成17年3月22日

条例第63号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等)

第2条 次に掲げる重要な公の施設を廃止し、又はその全部(附属施設を含む。)若しくは一部を10年以上同一の者に独占的に使用させ、又は利用させるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第2項に定める議会の議決を得なければならない。

- (1) 学校
- (2) 福祉施設
- (3) 住宅
- (4) 公園
- (5) 社会教育・体育施設
- (6) 上水道施設
- (7) 下水道施設
- (8) 病院
- (9) 火葬場
- (10) 墓地

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例(昭和39年小野田市条例第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなさ

れたものとみなす。